

第 46 回(令和 7 年度)兵庫県民農林漁業祭出展募集要領

1 開催趣旨

兵庫県民農林漁業祭は、県内の生産・加工・流通関係者及び関係団体が、県内の五国のめぐみ（地域の農林水産物）を持ち寄り、展示・販売・体験等を通じて、ひょうごの「食」と「農」に対する県民の理解を促し、地産地消（県産県消）及び都市・農山漁村交流の推進とひょうごの農林水産業のさらなる活性化を図ることを目的として開催します。

2 開催日程

開催日：令和 7 年 10 月 18 日（土）・19 日（日）〔2 日間〕 雨天決行（※荒天時中止）
時 間：9:30～15:00（両日とも）

3 開催場所

県立明石公園「千畳芝」 所在地：明石市明石公園 1－27
最寄駅：J R・山陽電鉄「明石駅」

4 イベント概要

（1）ブース出展

各地域・県域の農林水産団体、行政等による農林水産物の展示・販売・体験コーナー

（2）同時開催（予定）

- ・兵庫県認証食品フェスティバル 2025
- ・第 3 回ひょうご豊かな海づくり推進大会

（3）出展者数

97 者程度を予定しています。

〔出展方式と出展者数の内訳〕

- | | |
|----------------|------------------|
| ①テントブース方式 | 91 者（R6 実績：91 者） |
| ②キッチンカー方式 | 3 者 |
| ③ひょうごの恵みマルシェ方式 | 3 者 |

※各出展方式の詳細は 5、9～10 を参照

（4）生きもののふれあい広場の設置（新規取組）

5 各出展方式の特徴等

（1）テントブース方式

主催者にて、メイン会場内にテント等の出展ブースの基本設備（10 を参照）を設営します。また、必要に応じて、各種オプション（11 を参照）をご利用いただけます。

（2）キッチンカー方式

出展者自身が所有（又はレンタル）するキッチンカーをメイン会場内（主催者指定の区画）に乗り入れ、販売を行います。調理加工に必要な設備は、原則キッチンカーに備え付けの設備を使用するものとします。

（3）ひょうごの恵みマルシェ方式

主催者は出展スペースの確保だけを行います。出展者自身で必要な資機材（テントやタープ、販売台、椅子等）をメイン会場へ搬入し、出展者自身で設営します。また、開催期間中の駐車場は出展者自身で近隣の民間駐車場等を確保することとします。加えて、個別の電気設備は設けないため、電気を使用しない出展内容とする必要があります。



出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）を兵庫県で加工して作成

6 出展申込

令和7年7月25日(金)までに、下記（１）又は（２）いずれかの方法でお申込みください。

（１）「申込フォーム（下記 URL）」からのお申込み

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1746680472164>

（２）「出展申込書」を事務局（P7 参照）あてに提出

7 出展可能な者

（１）各出展方式共通

開催趣旨に賛同し、以下の①～③のうちいずれかを満たす者

- ①兵庫県内の農林水産物の生産者、食品産業関連業者等
- ②兵庫県内の農林水産業関係団体、市町等行政団体等
- ③その他主催者が適当と認める者

（２）キッチンカー方式

- ・明石市において、管轄する保健所から対象業種に応じた営業許可を取得（又は営業届出）している事業者等
- ・販売品目に県産農林水産物を使用した加工品を含むことができる事業者等

8 出展可能な内容（各出展方式共通）

- （１）兵庫県産の農林水産物、特産品、加工食品等の展示即売
- （２）県内の農林水産業及び食育に関する体験・PRのための活動
- （３）その他主催者が適当と認めるもの

9 出展料

(1) テントブース方式

① 1ブース〔間口 5.4m×奥行き 3.6m〕あたり 10万円

② 0.5ブース〔間口 2.7m×奥行き 3.6m〕あたり 5万円

〔ただし、販売行為を行わない展示・PRブースは1ブースあたり7万円（0.5ブースあたり3.5万円）。教育機関は無料。〕

(2) キッチンカー方式

・ 1台あたり 4万円（※車両の規格によらず一律）

(3) ひょうごの恵みマルシェ方式

・ 1区画〔間口 2.5m×奥行き 2.5m〕あたり 1万円

※ いずれの方式も、中止の場合の出展料の取扱いについては13を参照

10 9の出展料に含まれる基本設備等

(1) テントブース方式

項 目	内 容	
テ ン ト	1ブース (5.4m×3.6m)	0.5ブース (2.7m×3.6m)
販 売 台	3台（長さ 1.8m×奥行 0.6m～0.9m程度〔希望による〕）	1台（長さ 1.8m×奥行 0.6m～0.9m程度〔希望による〕）
椅 子	3脚（パイプ製折りたたみ式）	2脚（パイプ製折りたたみ式）
展示用パネル	1.8m×0.9m×3枚まで ただし、展示のみのブースに限ります。	1.8m×0.9m×2枚まで ただし、展示のみのブースに限ります。
駐 車 場	1ブースにつき1台の駐車場（広域園路）を確保	1台の駐車場（広域園路）を確保 （確保できない場合は駐車料金 1,000円/日×2日を補助）
清 掃 費	1ブースあたりごみ袋 5枚配布	1ブースあたりごみ袋 2枚配布

(2) キッチンカー方式

出展スペース	1者あたり1台の出展スペース（メイン会場内指定区画）を確保
清 掃 費	1者あたりごみ袋 5枚配布

(3) ひょうごの恵みマルシェ方式

出展スペース	1者あたり1区画の出展スペース（メイン会場内指定区画）を確保
清 掃 費	1者あたりごみ袋 2枚配布

(4) 各出展方式共通

広 報 費	イベント全体として行う一般的な広報等
そ の 他	上記に含まれない特別の設備を希望される場合は事務局と協議することとし、それに要する経費は、別途請求します。

11 出展料以外の経費（出展料に加えてオプションで別途料金のかかるもの）

（１）電気設備使用料（電気設備を使用する場合のみ）

① 1,500W 未満の場合：1.2 万円

② 1,500W 以上の場合は 1,500W ごとに 1.2 万円を加算

※ 電気設備使用料には 2 穴コンセント 1 ケの工事経費、電気使用料を含みます。

（２）展示用パネル使用料

① 展示のみを行うテント：1 ブースあたり 3 枚、0.5 ブースあたり 2 枚までは無料。
それ以上設置する場合は、1 枚あたり 1,500 円が必要

② ①以外のテント：1 枚あたり 1,500 円が必要

（３）給排水器具レンタル料

テント内で調理加工を行う場合、給排水器具の設置が義務付けられています。加熱や茹でる、切る等、調理加工の内容により、内容に応じた給排水器具が必要になります。

① 40 L 容量の場合：13,000 円（20 L 給水用ポリタンク（コック付）×2 個、22 L 排水用バケツ×2 個）

② 80 L 容量の場合：26,000 円（20 L 給水用ポリタンク（コック付）×4 個、22 L 排水用バケツ×4 個）

※ 200 L 以上の給排水容量の確保が必要な場合、レンタルはできませんので、提供品目を再検討いただくか、出展者自身で必要器具の準備をお願いします。

（４）テント前面幕レンタル料（規格：3 間）：1,000 円/枚

（５）その他資機材

加熱調理を行う際に必要なプロパンガス、コンロ等の火器類、調理器具、テント内照明、テント遮光シート等は設営業者によるレンタルを予定しています。出展者説明会にて、別途斡旋いたします。

12 出展にあたっての留意事項

（１）出展の決定とテント配置等

- ① 今回の出展申込みは、出展希望者数や出展内容等の概要を把握するもので、申込み内容をもとに事務局で選定を行います。全体の申込数や出展内容により、ご希望に添えない場合があります。
- ② 出展決定後に、改めて詳細な出展計画や必要書類を提出していただきます。
- ③ 出展物の搬入・搬出や詳細な注意事項、その他留意事項等については、別途通知します。なお、出展者説明会は、8 月上旬に開催予定です。
- ④ テント配置等は、内容や会場構成を検討した上で事務局が決定し、9 月中旬に通知します。

（２）食品の出展

- ① 食料品、加工品等の販売、試飲食、もしくは飲食営業行為を行う場合については、あかし保健所への届出等法令上の手続きが必要となります（臨時出展届は主催者において一括で提出しますが、露店営業の許可が必要な場合は出展者で手続きをお願いします）。
- ② あかし保健所の指示により、販売にあたって条件が付く場合や販売が認められない場合がありますのでご了承ください。
※出展物の検討の際に食品衛生管理上の不明な点がありましたら、出展者が個別に、所轄のあかし保健所へ問い合わせてください。

あかし保健所 生活衛生課
住所：明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4－7 (JR 大久保駅南口から西へ徒歩 2 分)
電話：078-918-5426 FAX：078-918-5584

- ③ ひょうごの恵みマルシェ方式による出展では、現地調理加工を伴う食品の取扱いはできません。
取扱う食品は、常温保存が可能な農林水産物（野菜・果実・米等）・常温保存が可能な加工品（保健所による営業許可施設で製造されたもの）を推奨します。
※冷蔵保存が必要な加工品を取扱う場合、食品衛生法上の保存方法の基準に従い、出展者自身が常に適切な温度であることを確認できる場合に限りま。
- ④ 保健所による営業許可施設以外で製造された加工品は販売できません。

（３）キッチンカー方式による出展

- ① 食品衛生法の営業許可を受けた（又は届出をした）内容に従い、販売を行ってください。
[例] キッチンカーの施設基準、給排水タンク基準 等
- ② メイン会場への車両搬入にあたり、主催者にて搬入箇所の芝生養生を行います。養生箇所から車輪がはみ出さないようご配慮願います。

（４）酒類の販売

- ① 酒類の試飲・販売は「地元特産物のPR」という趣旨に沿った場合のみに限りま。
[例]酒類そのものが地元の特産物である場合
特産物のPRのために酒類を提供する場合
- ② 会場内での酒類の販売については、所轄の明石税務署長への届出が必要ですが、税務署の判断により認められない場合があります。
- ③ 飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、試飲・販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底してください。

（５）持ち込み禁止物品について

出展者は、次に掲げる物品の持ち込みはできません。

- ① 発火又は引火しやすいもの
- ② 著しい火焰、煙等を発するもの
- ③ 著しい音響、振動、粉塵、悪臭を発するもの
- ④ 接触又は接近することにより、事故を起こすおそれがあるもの
- ⑤ 出展会場を汚染、損傷するおそれがあるもの
- ⑥ その他、主催者が不相当と認めるもの

（６）ゴミについて

- ① 環境に配慮し、ゴミの分別回収にご協力ください。
- ② 廃油については回収できませんので、必ず出展者が責任をもって持ち帰るようにしてください。

（７）その他

マイバッグ使用・レジ袋辞退に加え、啓発物品等への使い捨てプラ製品の可能な限りの不使用に努めてください。

13 中止の場合の出展料の扱い（現時点での目安）

- (1) 出展料の請求（9 月上旬予定）以前に開催中止を判断した場合は、出展料は請求しません。
- (2) 9 月末までに出展者が出展を辞退した場合は、出展料は全額返金します。
- (3) 10 月上旬に事務局が中止を決定した場合は、出展料収入から中止までに要した経費を差し引いた残額を、出展料に応じて返金します。
- (4) 10 月中旬に開催中止を判断した場合は、出展料は返金しません。
- (5) 荒天のため 2 日とも開催中止した場合は、出展料の半額を返金します。1 日のみ中止の場合は返金しません。

14 出展の取消

主催者は、出展者が本要領に違反すると認められるときは、出展を取り消すことがあります。なお、これにより生じた損害については、主催者は一切その責を負わず、出展料は返金しません。

15 広報、PR活動

- (1) チラシ
出展内容及びイベント開催確定後、「チラシ（B3 版）」を作成し、関係各所へ配布します。また、会場近隣の地域の一般家庭への新聞折り込み等を行います。
- (2) 紙面
県等が発行する広報誌等の紙面で開催情報の掲示を行います。
- (3) ポスター等
関係各所、明石周辺駅でのポスターの掲示を行います。
- (4) インターネット
県ホームページ(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk06/hyogo-agri.html>)において、開催情報の掲示を行うとともに、イベント情報サイト等へ情報提供します。また、構成団体が運営する HP や SNS 等を活用し、県民に広く広報します。
- (5) その他
出展者各位に広報媒体を共有します。出展関係者への周知にご協力願います。

16 協賛金の募集

一口 5 万円の協賛金にご協力願います。協賛いただくと、チラシ（14（1）のチラシ（3.5 万部を印刷予定）に広告を掲載します。広告の大きさは一口の場合縦 6 cm × 横 12 cm で、口数に応じて大きくなります。（二口で 2 倍の大きさ、三口で 3 倍の大きさ等）協賛いただける場合は、出展申込書に口数と金額を記入願います。

17 後援（予定）

兵庫県市長会、兵庫県町村会、兵庫県消費者団体連絡協議会、兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商工会連合会、ひょうごの美味し風土拡大協議会

18 主催

兵庫県民農林漁業祭実行委員会

構成団体：兵庫県、兵庫県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、
兵庫県農業共済組合、兵庫県酪農農業協同組合、兵庫県米穀事業協同組合、
（一社）兵庫県食品産業協会、兵庫県木材業協同組合連合会、
（一社）兵庫県林業会議、（一社）兵庫県治山林道協会、
兵庫県漁業協同組合連合会、なぎさ信用漁業協同組合連合会、
（株）神戸新聞社、NHK神戸放送局

計 14 団体

(申込・お問い合わせ先)

兵庫県民農林漁業祭実行委員会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

担当：岡田、竹野

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078-341-7711(内 74494) FAX 078-362-4276

E-mail ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk06/hyogo-agri.html>



1 出展までの流れ

- 7 月 25 日(金) 出展申込み締切(出展希望者→事務局)
 8 月上旬 出展可否を連絡(事務局→出展申込者)、出展者説明会(事務局→出展申込者)
 9 月上旬 出展料請求(事務局→出展申込者)
 9 月中旬 テント配置等を通知(事務局→出展申込者)
 9 月下旬まで 出展料納入(出展申込者→事務局)
 10 月上旬 駐車券を発送(事務局→出展申込者)
 10 月 18・19 日 開催

2 その他

- ① 過去に、各日の前半に品物が売り切れて、購入できなかったと来場者からご指摘がありました。出展者におかれましては、各日とも開催時間中は 1 日を通して販売できるよう、十分な量の販売物の準備をお願いします。
- ② 売り切れた後でも、ブースに訪れた来場者が、出展者や販売物の購入方法がわかる広報物(店舗や団体のチラシやリーフレット等)をブースに備え付ける等の工夫をお願いします。

参考 <<過去の開催実績>>

内 容	令和 3 年度実績 (第 42 回)	令和 4 年度実績 (第 43 回)	令和 5 年度実績 (第 44 回)	令和 6 年度実績 (第 45 回)	令和 7 年度計画案 (第 46 回)
出展内容	物販、展示、体験 調理加工・飲食 無し	物販、展示、体験 調理加工 無し・ 飲食 有り(飲酒 無し)	物販、展示、体験 調理加工・飲食 (飲酒) 有り	物販、展示、体験 調理加工・飲食 (飲酒) 有り	物販、展示、体験 調理加工・飲食 (飲酒) 有り
農 林 漁 業 祭 出 展 者 数・テ ン ト 数 等	60 出展者 50 テント	72 出展者 59.5 テント	72 出展者 63 テント	91 出展者 74 テント	91 出展者 74 テント 3 キッチンカー 3 マルシェ区画
来 場 者 数	13,000 人	14,000 人	21,000 人	14,000 人	
出展者 平 均 売 上 (2 日計)	32 万円	36 万円	37 万円	30 万円	



45 回兵庫県民農林漁業祭 会場内の様子